



## 大規模小売店舗の 出店計画を閲覧できます

### ■(仮称)ラ・ムー豊橋店

**出店地:** 牟呂町字松崎1番6ほか3筆

**届出日:** 平成27年1月23日 **設置者:**

大黒天物産(株)(倉敷市堀南704番地の

5) **新設日:** 平成27年9月24日 **計画**

**の概要:** 店舗面積の合計(1,830㎡)、駐車場の収容台数(110台)、駐輪場の収容台数(128台)、荷さばき施設の面積(134㎡)、廃棄物などの保管施設の容量(14㎡)、営業時間(24時間)

### ■オートボックスとよはし店

**出店地:** 下地町字境田100ほか3筆

**届出日:** 平成27年1月29日 **設置者:**

㈱クライム(下地町字境田88番地の1)

**新設日:** 平成27年9月30日 **計画の概**

**要:** 店舗面積の合計(2,245㎡)、駐車場の収容台数(83台)、駐輪場の収容台数(20台)、荷さばき施設の面積(24㎡)、廃棄物などの保管施設の容量(18.75㎡)、営業時間(午前9時~午後9時30分)

**[共通事項]** 閲覧期間/場所: 6月17日(水)まで(土・日曜日、祝・休日を除く)

の午前8時30分~午後5時15分/市役所商工業振興課(東館10階) **その他:**

閲覧期間中に愛知県知事あてに意見書を提出できます **問い合わせ:** 商工業振興課(☎51・2425)



## 5月1日(金)から空家バンクを開設します

空家バンクとは、賃貸や売却希望を持つ空家所有者に情報を提供してもらい、その情報を入居などを希望する方へ提供する制度です。現在、活用していない空家をお持ちの方で、その空家を貸したい方、売りたい方は、ぜひ「空家バンク」へ登録ください。登録した情報は、ホームページ(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2964.htm>)などでご覧いただけます。また、登録した空家を利活用するために必要な改修等費用に対する補助制度もあります。要件や手続きなど詳細は、お問い合わせください。

**問い合わせ:** 住宅課(☎51・2602)



## 国立国会図書館デジタル化資料の閲覧 およびタブレット端末の館内貸出について

### ■国立国会図書館の

#### デジタル化資料閲覧

国立国会図書館提供のデジタル化資料を閲覧できるサービスを、中央図書館2階データベースコーナーで利用できるようになりました。絶版などで入手困難な100万冊以上の図書を、館内設置のパソコンで閲覧できます(有料で複写可能)。

**問い合わせ:** 中央図書館(☎31・3131)

### ■タブレット端末の館内貸出

中央図書館(羽根井町)および大清水図書館(大清水町字彦坂)では、タブレット端末を館内で利用できます。インターネットや羽田八幡宮文庫デジタル版、青空文庫(著作権が消滅した作品を掲載しているサイト)を閲覧することができます。

**対象:** 18歳以上の個人(高校生を除く)

**問い合わせ:** 中央図書館、大清水図書館(☎39・5900)

**[共通事項]** **その他:** 利用には貸出券が必要です。詳しくはホームページ(<http://www.library.toyohashi.aichi.jp/>)参照



## 水道メーターの取替に ご協力ください

**とき:** 5~12月 **対象:** 上下水道局が設置している水道メーターで、計量法に基づく取替時期が近づいたもの **費用:** 無料 **その他:** 取替月の前月末に対象者あてに、はがきで通知します。取替は上下水道局が委託した、身分証と腕章携帯の指定給水装置工事事業者が行います(一般家庭の場合、10分程度)

**問い合わせ:** 給排水課(☎51・2722)



## 豊橋観光ボランティアガイドの会 ほの国豊橋案内人

**対象:** 市内在住の20歳以上の方 **内**

**容:** 市内観光名所や旧跡などの観光案内 **申込先:** 豊橋観光コンベンション協会(☎54・1484) **問い合わせ:** 豊橋観光コンベンション協会、観光振興課(☎51・2430)



## フリーマーケットin歩行者天国の 出店者

豊橋まちなか歩行者天国の会場内で、不要となった物や手作り品などを販売するフリーマーケットの出店者を募集します。

**とき:** 5月31日、6月14日・28日の日曜日 午前11時~午後4時(交通規制は午前10時~午後5時)※雨天中止 **ところ:**

広小路通りまたはときわアーケード(歩行者天国会場内) **その他:** 詳細は豊橋まちなか情報ステーションホームページ(<http://www.1484machinaka.jp/>)参照

**申し込み:** 5月31日出店希望者は5月15日まで、6月14日出店希望者は5月29日まで、6月28日出店希望者は6月12日までにホームページからエントリー **問い合わせ:** 広小路歩行者天国実行委員会(まちなか活性課内☎55・8101)

## 情報あれこれ



### 人形供養を行います

**とき:** 5月10日(日)午前9時~午後2時(受付時間) **ところ:** 臨濟寺境内(東田町字西郷。市電「東田坂上」電停下車) **内**

**容:** 家庭で不要となった人形供養※持ち込みは人形本体のみ。ぬいぐるみ類、ガラスケース、台、屏風、お道具などの付属品はご遠慮ください **その他:** 供養料が必要です **問い合わせ:** 臨濟寺人形供養奉賛会(田嶋屋人形店☎52・1997)





# 平成27年度保育料が決まりました

問い合わせ

保育課 ☎ 51・2322

保育園などで子どもを保育する経費は、保護者・国・県・市が負担することになっています。そのうち保護者が負担する保育料は、平成26・27年度分の市町村民税額により決定します。保護者の負担をできるだけ軽減するため、市では保育料軽減を行っています。

## ■保育料の軽減

- ・同一世帯から保育園、幼稚園などを利用しての児童が2人以上の場合、2人目は下表の各年齢区分の( )内の額となります。なお在園児3人目以降の徴収額は0円です(教育標準時間認定は、小学校1〜3年生までの兄弟がいる場合、その児童もカウントします)
- ・満18歳未満の児童が3人以上おり下表の階層区分2〜5と認定された世帯の児童のうち、3人目以降の徴収額は0円です
- ・階層区分2と認定された世帯のうち、「母子世帯」「父子世帯」または「在宅障害児(者)のいる世帯」については、下表の規定にかかわらず徴収額は0円です

■平成27年度保育料徴収額表(月額 単位:円)

| 階層区分          |                          | 教育標準時間認定          | 保育認定               |                    |                    |                    |                    |                   |                   |
|---------------|--------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|               |                          |                   | 3歳未満児              |                    | 3歳児                |                    | 4歳以上児              |                   |                   |
|               |                          |                   | 標準時間               | 短時間                | 標準時間               | 短時間                | 標準時間               | 短時間               |                   |
| 生活保護世帯        | 1                        | 0                 | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                  | 0                 |                   |
| 市町村民税非課税世帯    | 2                        | 1,500<br>(750)    | 7,500<br>(3,750)   | 7,300<br>(3,650)   | 6,500<br>(3,250)   | 6,400<br>(3,200)   | 5,500<br>(2,750)   | 5,400<br>(2,700)  |                   |
| 市町村民税均等割のみの世帯 | 3                        | 2,000<br>(1,000)  | 9,200<br>(4,600)   | 9,000<br>(4,500)   | 8,200<br>(4,100)   | 8,000<br>(4,000)   | 6,900<br>(3,450)   | 6,800<br>(3,400)  |                   |
| 市町村民税所得割課税世帯  | 48,600円未満                | 4                 | 5,500<br>(2,550)   | 10,900<br>(5,450)  | 10,700<br>(5,350)  | 9,800<br>(4,900)   | 9,600<br>(4,800)   | 8,200<br>(4,100)  | 8,000<br>(4,000)  |
|               | 48,600円以上<br>73,000円未満   | 5                 | 9,000<br>(4,500)   | 15,700<br>(7,850)  | 15,400<br>(7,700)  | 14,700<br>(7,350)  | 14,400<br>(7,200)  | 12,300<br>(6,150) | 12,100<br>(6,050) |
|               | 73,000円以上<br>116,000円未満  | 6                 | 11,200<br>(5,600)  | 22,200<br>(11,100) | 21,800<br>(10,900) | 19,500<br>(9,750)  | 19,200<br>(9,600)  | 16,400<br>(8,200) | 16,100<br>(8,050) |
|               | 116,000円以上<br>163,000円未満 | 7                 | 12,800<br>(6,400)  | 30,300<br>(15,150) | 29,800<br>(14,900) | 21,200<br>(10,600) | 20,900<br>(10,450) | 17,800<br>(8,900) | 17,500<br>(8,750) |
|               | 163,000円以上<br>209,000円未満 | 8                 | 13,400<br>(6,700)  | 39,000<br>(19,500) | 38,400<br>(19,200) | 22,200<br>(11,100) | 21,800<br>(10,900) | 18,700<br>(9,350) | 18,400<br>(9,200) |
|               | 209,000円以上<br>340,000円未満 | 9                 | 18,600<br>(9,300)  | 48,000<br>(24,000) | 47,300<br>(23,650) | 23,300<br>(11,650) | 22,900<br>(11,450) | 19,600<br>(9,800) | 19,300<br>(9,650) |
| 340,000円以上    | 10                       | 18,600<br>(9,300) | 48,800<br>(24,400) | 48,100<br>(24,050) | 23,300<br>(11,650) | 22,900<br>(11,450) | 19,600<br>(9,800)  | 19,300<br>(9,650) |                   |

※階層区分認定は、入所児童の同一世帯祖父母を除いた父母のみの税額により行います。ただし、父母が市町村民税を課税されていない場合、あるいは父母の合計所得が基準額(父、母、子の3人世帯でおおむね110万円)以下の場合には同一世帯の祖父母の税額による場合があります。教育標準時間認定は、父母の課税の有無に関わらず、児童を扶養している者の税額を合算します

※年齢区分は4月1日時点の年齢です。年度途中は年齢区分の変更を行いません

※4〜8月分の保育料は平成26年度分の市町村民税を、9月分以降の保育料は平成27年度分の市町村民税を適用します(住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除などを行う前の税額)。また、非婚のひとり親家庭に対し、申請に基づき寡婦(夫)控除をみなし適用します

※平成27年3月末日までに、すでに入園している児童で、この表の適用により保育料階層区分が上昇する場合には限り、一定の経過措置を設けます。詳細については、ホームページ(<http://www.city.toyohashi.lg.jp/17960.htm>)、各保育園など、市役所保育課(東館2階)でご確認ください